

アクティビティノート <第325号>

2024年2月度の受付相談事例を中心に記載しています。

1. 相談業務
 - 1-1 2024年2月度相談受付件数 ……p.2
 - 1-2 受付相談事例および内容の紹介 ……p.3～7
2. ちょっと注目 『景品表示法の優良誤認とは』 ……p.8～9
3. コラム 『東日本大震災から13年』 ……p.10～11

TOPICS

**景品表示法の優良誤認とは**

商品・サービスに関する情報は、消費者が選択する際の重要な判断材料で正しく伝えられる必要があります。それゆえ、実際よりも優れていると偽り宣伝する、または競争業者よりも優れているように偽り宣伝する行為は、優良誤認表示になります。今回は優良誤認についてまとめました。

**東日本大震災から13年**

東日本大震災は2011年3月11日14時46分に発災し、13年が経過しました。気象庁の発表では、マグニチュード9.0で1900年以降に全世界で起きた地震で4番目の規模になり、日本周辺における観測史上最大の地震となりました。今回は、東日本大震災を振り返ってみました。

1. 相談業務

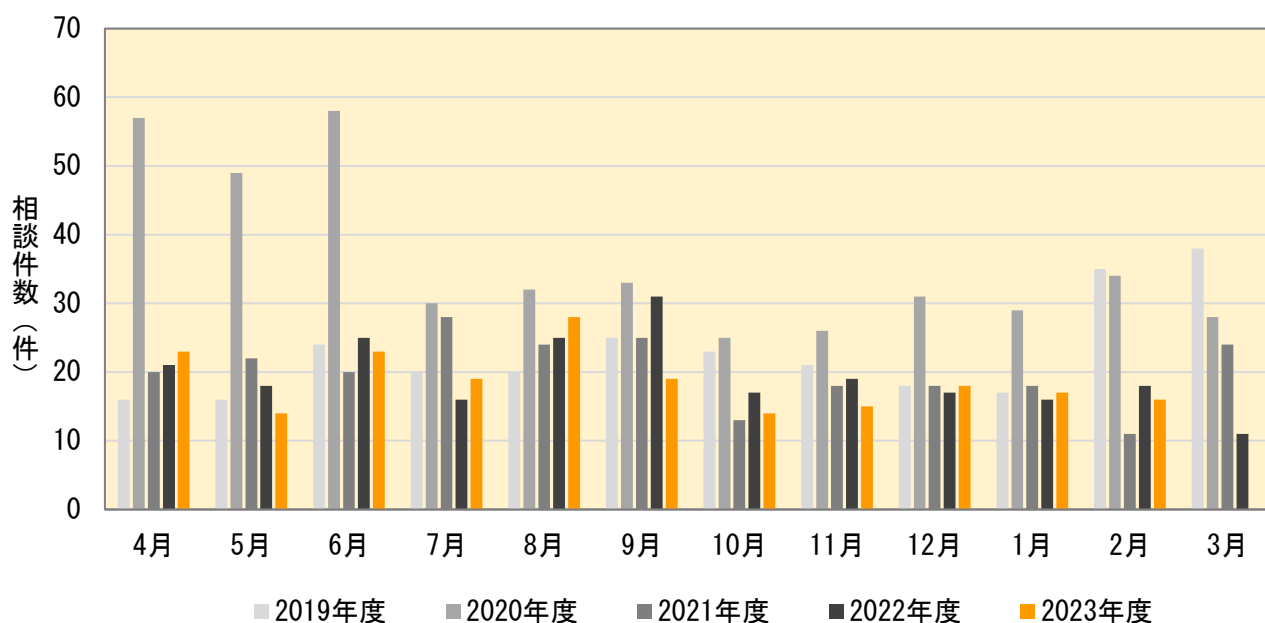
1. 1 相談受付件数

2024 年 2 月度相談受付件数 (1/27~2/27 実働:20 日)

	事故クレーム 関連相談	品質クレーム 関連相談	クレーム関連 意見・報告等	一般相談等	意見・報告 等	合計	構成比
消費者・ 消費者団体	1	0	5	5	0	11	69%
消費生活 C・ 行政	0	0	0	2	0	2	12%
事業者・ 事業者団体	0	0	0	3	0	3	19%
メディア・ その他	0	0	0	0	0	0	0%
合計	1	0	5	10	0	16	
構成比	6%	0%	31%	63%	0%		100%

相談内容区分(改定 2008 年 8 月)

事故クレーム関連相談	製品の欠陥や誤使用などによって人的・物的な拡大被害が発生したもの
品質クレーム関連相談	拡大被害を伴わない、製品そのものの品質や性能に関する苦情
クレーム関連意見・報告等	事故の報告や品質の苦情に関する意見・要望など、当センターからコメントを出さないもの
一般相談等	一般的な相談・問合せ等
意見・報告等	一般的な意見・報告・情報の提供を受けたもの



相談受付数の推移 (2019~2023年度)

1. 2 受付相談事例および内容の紹介

※「臭い」と「ニオイ」の区別について

不快または好ましくない場合を「臭い」とし、柔軟剤・芳香剤・化粧品・香水等のように意図的に付加した場合を「ニオイ」と表記することにしていきます。「ニオイ」としたのは、意図的に付加した場合でも、不快と感じる方がいるため、中立的なイメージとして表現しました。ただし、不快臭を付加した場合（ガス臭等）は「臭い」とすることにしていきます。

◆事故クレーム関連相談

- ◆ <マンションの大規模修繕工事で化学物質過敏症を発症> 6年前に自宅マンションの1回目の大規模修繕工事が行われ、その時から体調が悪くなり始めた。昨年、2回目の工事が行われたが、やはり体調不良となった。今は専門医に化学物質過敏症と診断され、化学物質を避けて生活するようとのアドバイスを受けている。自身が発症した原因は、塗料に使用されている有害な成分が原因であるのではないかと考えている。日本では、海外で禁止されている化学物質も使用されていると聞いているので、行政に働きかけて、有害な化学物質を規制してほしい。化学製品PL相談センターはインターネットで知った。〈消費者〉

⇒当センターは、相談者からの要望を直接行政へ働きかけることはしていません。いただいたご意見は、誰もが見ることができるようアクティビティノートおよび年度報告書等で公開するとともに、関連する団体、機関と情報の共有を図ってまいります。

◆一般相談

- ◆ <加湿器に入れる除菌剤について> 消費者から「加湿器に入れる除菌剤を使用したところ周囲が白く変色した。メーカーに問い合わせているが連絡がとれない。白くなった原因を分析することと成分について知りたい」と相談を受けている。化学物質についてとのことで紹介をしてよいか。〈消費生活C〉

⇒当センターでは分析はしておらず、個々の製品については当センターには情報はありません。使われている成分の性質や働きなどについて説明できる場合があります。

- ◆ <化学物質によるアレルギーの診断について> 「柔軟剤のニオイで体調が悪くなり受診したところ、化学物質によるアレルギーの一手手前であるとの見解で、現段階でははっきりと診断はできないと言われた。どうすれば診断してもらえるか」との相談を消費者から受けている。化学製品PL相談センターを相談窓口として案内してもよいか。〈消費生活C〉

⇒当センターは医療機関ではないので、体調不良の診断について判断はできかねます。体調不良の原因に関しては、セカンドオピニオンの検討を含め医療機関に相談されるよう伝えてはいかがでしょうか。

- ◆ <購入した家具が到着後に体調不良> 昨日購入した家具が届いたので、開封し設置したところ、有機溶剤の臭いが酷く強い。目がかゆく、呼吸も苦しくなり鼻水や咳が出るようになった。自分でも調べたところ、家具の注意表示には臭いが強い場合があるとは書かれていて、F☆☆

☆☆などの表示もない家具であった。購入店に申し出たところ、返品に応じてもらうことができた。家具の臭いの規制はどうなっているのか。〈消費者〉

⇒新しい家具は、使われている合板・接着剤・塗料などに由来する臭いがあります。家具の臭いについての法規制はありません。一般的に家具などの臭いは、時間の経過と共に徐々に軽減していきますが、気にならなくなるまでの期間は、温度・湿度・換気などの設置されている環境や、使用されている材料、さらに個人の臭いの感じ方などにより異なります。また、F☆☆☆☆などの表示は、家具の材料についてのものであり、放散量が少ない順に“F☆☆☆☆”“F☆☆☆”・・・などと規格値が決められています。家具全体の化学物質の放散量を示すものではなく、これらの基準値に適合する材料を使用していることを示しています。臭いの感じ方は個人差が大きいので臭いの有無を示すものでもありません。

- ◆ 〈シャンプーの成分を調べてほしい〉 賃貸マンションに住んでいるが、誰かが合鍵を使い侵入しているようで、いろいろなものがなくなっている。最近では、美容室で購入したシャンプーの中身が入れ替えられていると思うので、成分を調べてもらいたい。警察に相談することも考えている。化学製品PL相談センターは消費生活センターから紹介された。〈消費者〉

⇒当センターは、製品の分析や調査は行っておりません。自己負担で分析する機関はありますが、お住まいへ誰かの侵入を疑われているのであれば、警察に相談をされてはいかがでしょうか。

- ◆ 〈以前購入したテーブルからの成分で体調がすぐれない〉 25年前に購入したテーブルから何かの化学物質が出ているようで体調がすぐれない。メーカーに聞いたところ「25年前の製品であるので詳細はわからない。またそのような事例は考えられない」といわれた。保健所や行政機関でも対応してくれない。化学物質についての相談先として消費生活センターから紹介された。〈消費者〉

⇒個々の製品については当センターには情報はありません。体調不良については医療機関を相談されてはいかがでしょうか。

- ◆ 〈海苔用の乾燥剤の中味をこぼしたので心配〉 5日前に海苔用の乾燥剤の中味をこぼした。処置の際に手で触れた。また、吸い込むまたは眼に入ったかもしれない。中味は生石灰と書いてあったので、インターネット調べたら心配になり、病院に行ったが異常はないといわれた。まだ、心配で化学物質についての相談先として消費生活センターから紹介された。〈消費者〉

⇒乾燥剤には色々な種類がありますが、ご相談の乾燥剤の中味である生石灰の成分は酸化カルシウムで、水に溶けると水酸化カルシウムとなり強いアルカリ性を示します。直接触れると皮膚などに強い刺激を与える場合があります。但し、空気中の二酸化炭素などにより化学反応を起こして中和されてしまいます。すでに5日が経過していますので、洗い流すまたは水拭きをすれば、過度に心配する必要はありません。

- ◆ 〈遺伝子組換え食品の安全性について〉 海外では遺伝子組換え食品を禁止している国もあるようだが、現在スーパー等で販売されている遺伝子組換え食品の安全性はどうか。化学製品PL相談センターは以前利用したことがある。〈消費者〉

⇒日本国内において、流通している遺伝子組換え食品は、食品衛生法及び食品安全基本法で安全性を確認する必要があります。遺伝子組換え食品の安全性については、消費者庁のウェブサイト「遺伝子組換え食品 | 消費者庁 (caa. go. jp)」

(https://www.caa.go.jp/policies/policy/consumer_safety/food_safety/food_safety_portal/genetically_modified_food/)

厚生労働のウェブサイト「遺伝子組換え食品の安全性に関する審査 (mhlw. go. jp)」

(https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/kenkou_iryuu/shokuhin/bio/iden-shi/anzen/anzen.html)

に掲載されていますので、参考にされてはいかがでしょうか。

- ◆ <製造物責任法について> 詳細は話せないが、アセトンなどの有機溶剤を含む製品を消費者向けに販売することを検討している。製品の表示について製造物責任法の観点から教えてほしい。化学製品PL相談センターはインターネットで知った。<事業者>

⇒当センターは、特定の企業・製品に関するコンサルタント業務は行っておりません。製品の 카테고리ごとに定められた表示内容がありますが、お問い合わせにはお答えできかねます。製造物責任法については所管する消費者庁(caa. go. jp)から「製造物責任法の概要Q & A」、

(https://www.caa.go.jp/policies/policy/consumer_safety/other/pl_qa.html)「製造物責任(P L)法の逐条解説」

(https://www.caa.go.jp/policies/policy/consumer_safety/other/product_liability_act_annotations/)

が公開されていますので、それらを参考にされてはいかがでしょうか。但し、事業者の個別事案については、「弁護士等の法律の専門家にお問い合わせください」とあります。

- ◆ <貝殻焼成カルシウムの製品化について> 貝殻焼成カルシウムを洗浄剤として一般消費者への販売を検討している。製品として販売するにあたり、表示などはどうしたらよいか。化学製品PL相談センターは行政から紹介された。<事業者>

⇒当センターは特定の企業・製品に関連したコンサルティング業務は行っておりません。消費者が安全に洗浄剤を使用できるように、製造販売者には製品の表示についての責任が求められます。市場の先行製品を参考にし、業界自主基準等の有無など製品表示の内容を確認されてはいかがでしょうか。(消費者庁 家庭用品品質表示法 :

https://www.caa.go.jp/policies/policy/representation/household_goods/guide/zakka/zakka_06.html)

また、関連の業界団体等にもご確認されてはいかがでしょうか。

(https://jsda.org/w/01_katud/antaikyo/antaikyo_guideline201707.pdf)

- ◆ <車用香りディフューザーの製品化について> コンクリートの原料を生産している会社だが、原料を使い車用香りディフューザーとして一般消費者への販売を検討している。製品として販売するにあたり、表示などはどうしたらよいか。化学製品PL相談センターは行政から紹介された。<事業者>

⇒当センターは特定の企業・製品に関連したコンサルティング業務は行っておりません。製品の表示については、芳香剤として消費者が安全に使用するために、製造販売者に責任が求められます。市場の先行製品を参考にし、業界自主基準等の有無など製品表示の内容を確認されてはいかがでしょうか。また、関連の業界団体等にもご確認されてはいかがでしょうか。(https://www.chemicoco.env.go.jp/lifeitem5.html)

◆クレーム関連意見・報告等

- ◆ <柔軟剤の香りを規制してほしい> 使用していた柔軟剤のニオイが8年前に変わってから、体調が悪くなった。他のメーカーの柔軟剤も同じで柔軟剤は使わなくなった。5年前からニオイのあるものすべてで体調が悪くなり、病院で化学物質過敏症なので避けるようにといわれたので、勤めを辞めて引っ越しをした。その後昨年4月にアパートに転居したが、周囲の人の衣類のニオイで体調が悪くなる。買い物にも行けない。国民生活センターに相談したところ、化学製品PL相談センターにも伝えた方が良いと紹介された。〈消費者〉

⇒柔軟剤などニオイのある製品については、人によってはニオイで体調不良を感じる場合があります。ニオイのある製品については、使用量を守ること、ニオイの感じ方に違いがあるので、周囲への配慮が必要なことを啓発することが必要で、消費者庁など関連省庁では、柔軟剤などの香り付き製品の使い過ぎに注意し、周りの方に配慮した使用をするように啓発を行っています。

(https://www.caa.go.jp/policies/policy/consumer_safety/other/assets/consumer_safety/cms205_230711_01.pdf)

当センターは相談者からの要望を直接、メーカーなどへ働きかけることはしていません。いただいたご意見は、誰もが見ることができるようアクティビティノートおよび年度報告書等で公開するとともに、関連する団体、機関と情報の共有を図ってまいります。

- ◆ <柔軟剤の香りを規制してほしい> 柔軟剤などニオイのある製品で家族全員、ペットまで体調が悪くなる。そのため、無香料の製品を使用している。しかしながら、他人が柔軟剤を使っているとニオイを嗅ぐことになり、〇〇製の柔軟剤を使っている人がペットに触ると洗ってもニオイが取れないで2、3日残っている。また、ドラッグストア、スーパーなどに行っても陳列されている製品や柔軟剤などを使っている人のニオイで体調が悪くなる。更に、通院している病院や薬局でも働いている人から柔軟剤などのニオイがして、使わないように伝えても取り合ってくれない。柔軟剤などのニオイについて啓発するポスターがあるのも知っているのもっと公共の目立つところに掲示すべきだと思う。柔軟剤などのニオイを規制してほしいと住まいのある消費生活センターに相談したところ、アドバイスがもらえるかもしれないとのことで化学製品PL相談センターを紹介された。〈消費者〉

⇒柔軟剤などニオイのある製品については、人によってはニオイで体調不良を感じる場合があります。ニオイのある製品については、使用量を守ること、ニオイの感じ方には人により違いがあるので、周囲への配慮が必要なことを啓発することが必要で、消費者庁など関連省庁では、柔軟剤などの香り付き製品の使い過ぎに注意し、周りの方に配慮した使用を

するように啓発を行っています。

(https://www.caa.go.jp/policies/policy/consumer_safety/other/assets/consumer_safety/cms205_230711_01.pdf)

当センターは相談者からの要望を直接、メーカーなどへ働きかけることはしていません。いただいたご意見は、誰もが見ることができるようアクティビティノートおよび年度報告書等で公開するとともに、関連する団体、機関と情報の共有を図ってまいります。

- ◆ <柔軟剤の香りを規制してほしい> 隣の家のガス衣類乾燥機から柔軟剤のニオイが流れ込んできて体調が悪くなる。隣人に状況を伝えても取り合ってくれないので、ガスの工務店に伝えて対応を検討したところ排気口の向きを変えるなどした。それでも風向きによってニオイがすることがあり、体調不良になることがある。柔軟剤などのニオイについて規制してほしい。住まいのある消費生活センターにも相談したところ、化学製品 PL 相談センターを紹介された。

<消費者>

⇒柔軟剤などニオイのある製品については、人によってはニオイで体調不良を感じる場合があります。ニオイのある製品については、使用量を守ること、ニオイの感じ方には人により違いがあるので、周囲への配慮が必要なことを啓発することが必要で、消費者庁など関連省庁では、柔軟剤などの香り付き製品の使い過ぎに注意し、周りの方に配慮した使用をするように啓発を行っています。

(https://www.caa.go.jp/policies/policy/consumer_safety/other/assets/consumer_safety/cms205_230711_01.pdf)

当センターは相談者からの要望を直接、メーカーなどへ働きかけることはしていません。いただいたご意見は、誰もが見ることができるようアクティビティノートおよび年度報告書等で公開するとともに、関連する団体、機関と情報の共有を図ってまいります。

- ◆ <遮音シートを使ったりリフォーム後に体調がすぐれない> 遮音シートを使ったりリフォーム後に、そこから出てくる何らかの成分で、日常生活で体に触れる化学物質に反応するようになり、体調がすぐれない。化学物質過敏症ではないかと思う。遮音シートのメーカーに相談したが、メーカーからは体調不良の原因と因果関係がわからないので対応できないといわれた。消費生活センターなどの他の機関にも相談したが同じ回答で、化学物質のことなので紹介された。

<消費者>

⇒体調不良については、何が原因であるか医療機関を相談されてはいかがでしょうか。個々の製品に関する情報や体調不良と化学物質との因果関係について当センターには情報はありません。

- ◆ <化学物質過敏症について教えてほしい> 体調がすぐれないのは化学物質のせいだと思う。化学物質過敏症について教えてほしい。消費生活センターから紹介された。<消費者>

⇒化学物質過敏症は医療機関にて判断されます。当センターは医療機関ではないので体調不良に関する知見はありません。体調不良と化学物質との因果関係については、医療機関へ相談をされてはいかがでしょうか。



景品表示法の優良誤認とは

商品・サービスの品質や価格についての情報は、消費者が商品・サービスを選択する際の重要な判断材料であり、消費者に正しく伝えられる必要があります。それゆえ、商品・サービスの品質や価格について、実際よりも著しく優良又は有利であると見せかける表示が行われると、消費者の適正な商品選択が妨げられることとなります。このため、景品表示法では、消費者に誤認される不当な表示を禁止しています。



○不当な表示とは

消費者に誤認される不当な表示には、優良誤認表示と有利誤認表示があります。

優良誤認表示(景品表示法 5 条 1 号)

商品・サービスの品質、規格などの内容について不当な表示がされた。

①実際のものよりも著しく優良であると一般消費者に示す表示

例) カシミア混用率が 80%程度 of セーターに「カシミア 100%」と表示した。

②事実に相違して競争業者に係るものよりも著しく優良であると一般消費者に示す表示

例) 「この技術を用いた商品は日本で当社のもものだけ」と表示していたが、実際は競争業者も同じ技術を用いた商品を販売していた。

有利誤認表示(景品表示法 5 条 2 号)

商品・サービスの価格などの取引条件について不当な表示がされた。

③実際のものよりも取引の相手方に著しく有利であると一般消費者に誤認される表示

例) 当選者の 100 人だけが割安料金で契約できる旨表示していたが、実際には応募者全員を当選とし、全員に同じ料金で契約させていた。

④競争業者に係るものよりも取引の相手方に著しく有利であると一般消費者に誤認される表示

例) 「他社商品の 2 倍の内容量です」と表示していたが、実際には他社と同程度の内容量だった。

○製品の品質に関わる表示と優良誤認表示の禁止(景品表示法 5 条 1 号)

商品・サービスの品質を、実際よりも優れていると偽って宣伝する、または、競争業者の商品・サービスよりも特に優れてなくても、あたかも優れているように偽って宣伝する行為が優良誤認表示になります。不当に消費者を誘引し、一般消費者による自主的かつ合理的な選択を阻害するおそれがあるため禁止されています。(先に示した①、②に相当)

なお、故意に偽って表示する場合だけでなく、誤って表示してしまった場合でも、優良誤認表示に該当する場合は、景品表示法により規制されることとなりますので特に注意が必要です。

○不当表示 (不実証広告規制) (景品表示法 7 条 2 項)

優良誤認表示を効果的に規制するため、消費者庁長官は、商品・サービスの内容(効果、性能)に関する表示についての優良誤認表示に該当するか否かを判断する必要がある場合に、期間を定めて、事業者に表示の裏付けとなる合理的な根拠を示す資料の提出を求められます。

それに対し、事業者が資料を提出しない場合又は提出された資料が表示の裏付けとなる合理的な根拠を示すものと認められない場合は、該当する表示は、不当表示とみなされます。

○不実証広告規制に関する指針(「合理的な根拠」の判断基準)²⁾

商品・サービスの効果、性能の著しい優良性を示す表示は、一般消費者に対して強い訴求力が有り、顧客誘引効果が高いことから、そのような表示を行う事業者は、表示内容を裏付ける合理的な根拠をあらかじめ有していることが求められています。

商品・サービスの表示の裏付けとなる合理的な根拠を示すため、資料の提出が消費者庁長官から求められ、その内容が妥当であると認められるためには、下記の 2 つの要件が必要です。

① 提出資料が客観的に実証された内容のものであること

提出資料は、表示された具体的な効果、性能が事実であることを説明できるものでなければなりません。次のいずれかに該当する客観的に実証された内容のものである必要があります。

・試験・調査によって得られた結果

試験・調査の方法は、表示された商品・サービスの効果、性能に関連する学术界又は産業界において一般的に認められた方法又は関連分野の専門家多数が認める方法により実施する必要があります。方法が存在しない場合は、社会通念上妥当と認められる方法等で試験・調査を実施する必要があります。消費者の体験談やモニターの意見等については、無作為抽出法で相当数のサンプルにて、作為が生じないように考慮して行うなど、統計的に客観性が十分に確保されている必要があります。

・専門家、専門家団体若しくは専門機関の見解又は学術文献

専門家等による見解又は学術文献を表示の裏付けとなる根拠として提出する場合は、該当する分野の専門家等により、見解や学術文献で一般的に認められている必要があります。該当する専門分野以外の専門家等の見解は、客観的に実証されたものとは認められません。

生薬の効果など経験則を表示の裏付けの根拠として提出する場合においても、専門家等の見解又は学術文献によってその存在が確認されている必要があります。

② 表示された効果、性能と提出資料によって実証された内容が適切に対応していること

提出資料が、それ自体として客観的に実証された内容のものであることに加え、表示された効果、性能が提出資料によって実証された内容と適切に対応していなければなりません。

そして、表示の裏付けとなる合理的な根拠を示す資料の提出期限は、該当する資料の提出を求めた日から、原則として 15 日後とされています。商品・サービスの表示は、あらかじめ実証されていることが前提であるためです。

【参考にした情報】

1) 景品表示法；消費者庁

https://www.caa.go.jp/policies/policy/representation/fair_labeling/

2) 不当景品類及び不当表示防止法第 7 条第 2 項の運用指針；消費者庁

https://www.caa.go.jp/policies/policy/representation/fair_labeling/guideline/pdf/100121premiums_34.pdf





日本大震災から 13 年

東日本大震災は 2011 年 3 月 11 日 14 時 46 分に発災、13 年が経過しました。今回は、東日本大震災を振り返ってみました。¹⁾



○東日本大震災の概要

震源は宮城県北東部の牡鹿半島から東南東約 130km 沖となる太平洋海底の深さ約 24km でした。ユーラシアプレートの下に太平洋プレートが沈み込む日本海溝付近で発生した海溝型地震です。

地震の規模を表すマグニチュードは、気象庁の発表で 9.0、アメリカ地質調査所で 9.1 (2016 年 11 月に修正) とされています。これは、1900 年以降に全世界で起きた地震で 4 番目の規模

	マグニチュード	地域	日付
1	9.5	ビオビオ州 (チリ)	1960 年 5 月 22 日
2	9.2	アラスカ州南部 (アメリカ)	1964 年 3 月 28 日
3	9.1	スマトラ島北部 (インドネシア)	2004 年 12 月 26 日
4	9.1	宮城県沖 (日本)	2011 年 3 月 11 日
5	9.0	カムチャッカ州 (ロシア)	1952 年 11 月 4 日

になり、気象庁の日本周辺における観測史上最大の地震となりました。^{2)、3)} 東北地方から関東地方の広い範囲で東向きへの地殻変動が見られ、宮城県牡鹿半島は東南東方向に約 5.3m 水平移動し、約 1.2m 沈降をしています。

国内の震度は、宮城県北部の栗原市で最大震度 7 が観測されたほか、宮城県、福島県、茨城県、栃木県などでは震度 6 強が観測されました。東北地方、関東地方、中部地方などでも震度 5 以上、北海道から九州地方の全国にて震度 1 が観測されました。

岩手県、宮城県、福島県、を中心に青森県、茨城県、千葉県まで太平洋沿岸部を巨大な津波が襲いました。各地を襲った津波の高さは、福島県相馬では 9.3m 以上、岩手県宮古で 8.5m 以上、大船渡で 8.0m 以上、宮城県石巻市鮎川で 7.6m 以上などが、気象庁検潮所にて観測されています。その他、宮城県女川漁港で 14.8m の津波痕跡も確認 (港湾空港技術研究所) されています。また、遡上高 (陸地の斜面を駆け上がった津波の高さ) では、全国津波合同調査グループによると、国内観測史上最大となる 40.5m が観測されました。

国土地理院によると浸水範囲面積の合計は 561km² で、これは山手線の内側の面積の約 9 倍にあたります。また、同院が公開した浸水範囲の概況図から、仙台平野等では海岸線から約 5km 内陸まで今回の津波で浸水していることが確認されています。



岩手県大船渡市 (筆者撮影 2011.6.24)



宮城県気仙沼市 (筆者撮影 2012.5.19)

○東日本大震災の被害

地震による大きな揺れや大津波、火災などが各地で発生しました。直接死・行方不明者の人的被害は、1 万 8 千人を超え、溺死が約 9 割を占めています。地域としては、北海道・青森県・岩手県・宮城県・山形県・福島県・茨城県・栃木県・群馬県・千葉県・東京都・神奈川県 の 1 都 1 道 10 県に及びました。そして、津波に襲われた福島第一原子力発電所では、原子炉の 1～5 号機の全交流電源が失われて冷却することができなくなり、1 号炉・2 号炉・3 号炉で炉心溶融（メルトダウン）が発生し、大量の放射性物質の漏洩が起きる大きな原子炉事故となりました。

これらを含めて東日本大震災は大規模な地震災害となり、震災による直接の死者以外にも避難後に死亡する災害関連死を含めると 2 万 2 千人以上の方が亡くなりました。

震度 5 強が観測された首都圏でも、交通機関が不通となったため、大量の帰宅困難者が発生する事態となり、徒歩で帰宅を試みる人々で歩道は大混雑となりました。また、帰宅困難となった多くの人が勤務先や駅周辺で一夜を明かすことになり、東京都の発表では、3 月 12 日午前 4 時現在で、約 9 万 4 千人が都の関係施設や都立学校、区市町の一時受け入れ施設を利用していました。

関東では、茨城県、千葉県、東京都、埼玉県、神奈川県の広い範囲で液状化現象が発生しました。重いマンホールが持ち上がるほどの砂の噴出や、家屋、電信柱などの傾斜や沈下、また、水道、電気、ガスといったライフラインが一時ストップする被害が生じました。



千葉県千葉市（筆者撮影 2011.3.11）

○災害への備え

災害は必ず起きます。東日本大震災の被災地には「震災伝承施設」が設置されています。これまでの経験を教訓として個人、地域、政府のそれぞれで災害に備えることが改めて必要です。災害への研究や観測が進むことにより、最新の知見に基づく科学的なリスクの評価が実施されています。常日頃から、想定以上の災害が発生する可能性を考えながら、やってくる災害に強靭な対策を取ることができるよう備えましょう。⁴⁾



【参考にした情報】

- 1) 特集東日本大震災 防災情報のページ；内閣府
<https://www.bousai.go.jp/2011daishinsai/index.html>
- 2) 2011 東日本大震災：アメリカ地質調査所
https://earthquake.usgs.gov/earthquakes/eventpage/official20110311054624120_30/executive#executive
- 3) 1900 年以降世界で 20 の最大地震リスト：アメリカ地質調査所
<https://www.usgs.gov/programs/earthquake-hazards/science/20-largest-earthquakes-world-1900>
- 4) 関東大震災と日本の災害対策 令和 5 年版防災白書；内閣府
https://www.bousai.go.jp/kaigirep/hakusho/pdf/r5_tokushu1_1.pdf

化学製品PL相談センター ニュースメールメンバー 登録受付中



『アクティビティノート』の発行や、催し物、出版物のご紹介など、当センターの最新情報を随時お知らせする e-メールサービスです。

- ・人数や資格の制限はありません。(誰でも登録できます)
- ・費用は無料です。(インターネット通信費・接続費は各自でご負担ください)
- ・お申し込みはE-mail (PL@jcia-net.or.jp) で。
(件名に「ニュースメールメンバー登録」とご記入ください。
①ご氏名(フリガナ) ②お勤め先(フリガナ) ③ご所属・お役職・ご担当など
④ご連絡先(勤務先か自宅かを明記)の住所・TEL・E-mailアドレス

※ご連絡いただきました個人情報は、当センターのプライバシーポリシーに則り適正に管理いたします。

出前講師のご案内



化学製品PL相談センターに寄せられた相談事例を基に、化学製品による事故を防ぐための生活上の注意点等についてお話をさせていただきます。

各地の消費生活講座や、地域のサークルの勉強会などに、ぜひご活用ください。

日時・費用・その他の詳細につきましては、お気軽にご相談ください。

(TEL 03-3297-2602 担当：菅沢(スガサワ))

本レポートに掲載した内容の無断転載を固く禁じます。